

お取引先様への健康経営推進ガイドライン

社会医療法人北九州病院では、お取引先様に対し、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に実践する「健康経営」の取り組みを推進するガイドラインを策定しました。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインをご一読いただき、健康経営の取り組みをご検討いただけますようお願い申し上げます。

I. 労働関係法令の遵守（コンプライアンス）

- ① 法定の健康診断(定期健康診断)を必ず全従業員に実施すること。*
- ② 従業員が 50 人以上の事業場では必ず法定のストレスチェックを実施すること。*
(*最低限遵守すべき基準)

II. 従業員の健康づくりへの取り組み

- ③ 従業員向けに、心身の健康づくりに役立つ情報提供やセミナーなどを実施すること。
- ④ 管理監督者向けに、部下の健康づくりに役立つ情報提供やセミナーなどを実施すること。

III. 安全衛生への取り組み

- ⑤ 過重労働の抑制・防止に向けて、時間外労働の削減や適正化の取り組みを実施すること。
- ⑥ 働きやすい職場環境の整備に向けて、セミナーや各種ハラスメント対策などを実施すること。

IV. その他

- ⑦ 「健康経営優良法人」認定制度や、自治体等による健康経営の表彰制度への申請を検討すること。
- ⑧ その他労働安全衛生に関わる認証の取得(安全衛生優良企業、くるみん、えるぼし等)を検討すること。

2024 年 10 月 1 日



社会医療法人北九州病院